

送電事業許可の取得について

2019年2月4日
福島送電合同会社

福島送電合同会社は、本日、経済産業大臣より、電気事業法第27条の4に基づく送電事業の許可を取得いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、「福島新エネ社会構想」※に基づく阿武隈山地及び福島県沿岸部における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送電網の増強をするべく、2017年3月に、福島発電株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び株式会社東邦銀行の3社の出資により、共用送電線・変電所等の建設及び運営を行う事業会社として設立されました。

現在、2020年1月からの一部運用開始に向け、再生可能エネルギー発電事業者、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社、関係行政機関等の協力のもと、共用送電線・変電所等の設計及び建設工事を進めております。

この度の送電事業許可取得により、発電事業者と一般送配電事業者をつなぐ新たな送電事業者としての役割がより明確になったことから、その責任を踏まえ、地元の皆さまをはじめ、国や福島県ならびに地元自治体のご理解とご協力を賜りながら、福島県における再生可能エネルギーの導入拡大に資するよう、着実に共用送電線・変電所等の建設を進めるとともに、円滑な事業運営が行えるよう努めてまいります。

※ 2016年3月に国、福島県、関連企業等を構成員とする「福島新エネ社会構想実現会議」が発足、同年9月同会議において、エネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを旨とする「福島新エネ社会構想」が策定された。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
福島送電合同会社 024-563-6605（代表）